

## 商品自動車制度の適正な運用について

商品自動車制度を悪用し、自動車税の納付を免れようとする事案が発生しています。  
**商品自動車制度の悪用による自動車税の脱税は犯罪です。「知らなかった」ではすまないこととなる場合があります**ので、制度の適正な運用にご協力いただきますようお願いいたします。

### 1 商品自動車に関する制度とは

#### (1) 自動車税（軽自動車税）環境性能割

自動車税（軽自動車税）環境性能割は自動車の取得者に課されますが、自動車販売業者等が販売のために取得した自動車（商品自動車）は除かれ、自動車税（軽自動車税）環境性能割は課されません。

しかし、**次のような場合の自動車は、自動車販売業者等であっても（古物営業許可を受けていても）商品自動車には当たりません**ので、ご注意ください。

#### 【商品自動車とならない例】

- 社用車として使用する自動車（顧客の送迎、車検や整備中の代車など）
- 社員が自己の運行の用に供する自動車（社員の通勤や、自家使用など）
- その他、自己の運行の用に供するため公道を走行する自動車

なお、自動車を商品自動車として取得したが、その後、商品自動車でなくなった場合は、その時点で自動車税（軽自動車税）環境性能割の申告・納付が必要です。

#### (2) 自動車税種別割

県では、中古自動車販売業者が4月1日現在所有し、一定の要件を満たす自動車に対する自動車税種別割について、中古商品自動車減免の制度を設けています。

この減免の対象となる自動車は、**商品として展示していることが要件となります**ので、(1)の「商品自動車とならない例」に該当する場合は減免申請の対象自動車から除いてください。

### 2 制度の適正な運営についてのお願い

商品自動車制度を悪用し、本来納付すべき自動車税の納付を免れる行為は脱税となります。自動車税の脱税は、5年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金（またはその両方）に処されますので、制度の適正な運用にご協力ください。

問合せ先

自動車税管理事務所課税課

電話(045)716-2111 内線 326、328